令和２年５月21日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長
横　倉　義　武

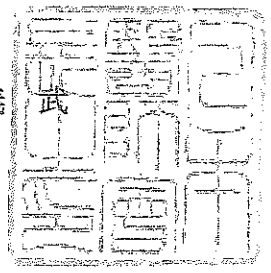

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業につきましては、市町村及び特別区が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、実施されており、本年度同事業実施要綱の一部改正については、令和２年４月２日付（健Ⅱ5）にて貴会宛お送りしたところです。

今般、同事業における子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布において、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度に受診ができなかった令和元年度の対象者については、令和２年度の対象者とみなすこととする改正がなされ、厚生労働省健康局長より本会に対し、別添のとおり協力方依頼がありました。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業　Q&A

No.	Q	A
全体		
1	国の指針に基づいたがん検診とは、全てのがん検診を国の指針どおりに実施していなければならないのでしょうか。各がん検診に関して個別に判断するのでしょうか。	がん検診ごとに判断します。
2	毎年乳がん検診を行っている場合は、国の指針である2年に1回よりも過剰に行っているため、補助対象とはならないということでしょうか。	毎年乳がん検診を行っている場合も、隔年で受診すべきである旨を周知している場合は、補助対象として差し支えないと考えます。
個別の受診勧奨・再勧奨		
1	個別の受診勧奨・再勧奨の対象者のうち、特定の年齢層や特定のがん種など、市町村で対象者を絞って受診勧奨・再勧奨を行うことは可能ですか。	対象者の一部に対して個別の受診勧奨・再勧奨を行った場合も補助対象となります。
2	郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨とかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨はどちらも実施しなければいけないのでしょうか。	どちらか一方だけの実施でも補助対象となります。
3	個別受診勧奨・再勧奨について、再勧奨を行わない場合（個別受診勧奨のみ）も補助対象となりますか。	補助対象となります。
4	個別の受診勧奨・再勧奨を行う際，対象者が勧奨後に受診し，受診結果を自治体に送付するための「返信用封筒等」を勧奨通知に同封した場合，「返信用封筒等」に係る経費は補助対象経費として算定してよいでしょうか。	「返信用封筒等」に係る経費は補助対象とはなりません。
5	個別の受診勧奨・再勧奨の対象者選定に当たっての基準日はあるのでしょうか。	個別の受診勧奨・再勧奨の基準日は設定しません。各自治体の運用に基づき、実施要綱で定める対象年齢から対象者を選定してください。
6	個別勧奨通知と同封して大腸がん検診の検査キットを送付する場合、増加分も含め、郵送代として補助申請することは可能でしょうか。	増加分は補助対象とはなりません。 個別勧奨通知分の郵送代は補助対象となります。
7	既に市に受診登録がされている者、受診の申込をしてきた者に対して送付している「受診案内」についても個別の受診勧奨の対象としてよろしいでしょうか。	受診の意志が明らかである者に対して受診案内を送付することは受診勧奨には当たりませんので、補助対象外となります。
8	がん検診受診が令和2年4月1日から始まる場合、令和元年度中(令和元年度予算内で)に受診案内を送付する(3月31日発送など)ことになりますが、こちらで受診勧奨を行っても補助対象となるのでしょうか。	令和元年度中に実施した業務に係る経費は令和2年度予算の補助対象とはなりません。
9	特定健診などの受診案内と一緒にがん検診の受診案内をした場合も対象としてよろしいでしょうか。その場合の費用は按分すべきでしょうか。	がん検診分を按分して計上してください。
10	個別の受診勧奨通知を郵送する際に、対象者が検診を受ける意志があるかどうかや職場検診や個人で医療機関で受診する予定等の状況把握も含めた内容のアンケートを返信してもらい、検診を受ける意志がある人に対する再勧奨につなげたいと考えています。 この場合のアンケート返信のための郵送料について、補助金の対象になるでしょうか。	アンケート返信のための郵送料については、補助対象とはなりません。
11	個別勧奨を世帯毎に送付した時に、同世帯に80代、60代、40代の年齢の方がいた場合について教えてください。 対象年齢の方が一人でもいれば、郵送費用や印刷費用を全額補助対象と考えていいですか？それとも人数案分して申請する必要ありますか？	人数が増えることで郵送料や印刷費用が増えるのであれば対象者分を按分してください。 複数人分を同封しても対象者のみに送る場合と費用が変わらないのであれば、全額補助対象として差し支えありません。
12	かかりつけ医に対して、1回の勧奨に当たりいくらと言うように謝金を支払う場合、補助対象になりますか。	補助対象外です。 報償費は、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨を行うために市区町村において連絡協議会等を開催する際の謝金を想定しており、受診勧奨を実施するたびにかかりつけ医に対して謝金を支払うことは想定しておりません。
13	かかりつけ医からの個別の受診勧奨・再勧奨について、「がん検診」に限定した内容でなく、国保の特定健診や市民検診とがん検診をあわせたようなチラシの場合でも、作成費・郵送費等の経費を補助対象経費として計上することはできますか。	計上することはできますが、補助対象となるのはがん検診に係る部分のみとなりますので、適切な方法により按分し、がん検診部分のみを計上してください。
14	かかりつけ医を通じて行うがん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨について、単にリーフレット等をかかりつけ医の病院の窓口におく場合でも補助の対象となりえますか？	単にリーフレット等をかかりつけ医の病院の窓口におくだけでは、「個別の受診勧奨・再勧奨」とは言えませんので、補助対象外となります。
15	乳がん検診・子宮頸がん検診について、前年度受診者も含む勧奨年齢者に受診勧奨を行う場合、個別通知に隔年で受診するべきである旨を記載してあれば補助対象となるのでしょうか。	補助対象にはなりますが、受診する必要のない方に受診勧奨するべきではないと考えます。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業　Q&A

No.	Q	A
16	クーポン対象者にクーポン券を配布した後、未受診者に勧奨ハガキ等を送付した場合は、個別の受診再勧奨となるのか。それとも個別の受診勧奨となるのか。	クーポン券配布者のうち未受診者に対して行う受診勧奨は、個別の受診再勧奨となります。
17	「健康カレンダー」や「市報」といったような年間（月間）の行事（検診・検査等）のお知らせの送付等も受診勧奨とみなされますでしょうか。	がん検診の受診勧奨であることが対象者に明確に伝わらないと考えられる場合は補助対象外となります。
18	隔年で実施すべき検診を毎年実施している場合や、前年度の受診未受診に関係なく受診勧奨を行う場合、個別の受診勧奨・再勧奨においては、隔年で受診すべきである旨を周知する必要があるとのことですが、周知の方法は、通知への記載が必須となりますでしょうか？ 通知とは別にその旨を記載したポスターを設置したり、市報、窓口等で周知を行うだけでは対象となりませんでしょうか？	対象者に明確に伝わる形で周知する必要がありますので、通知への記載を想定しております。
19	対象者の網羅的ながん検診台帳を作成するとは、具体的にチェックリストのどの項目を実施すればよいのでしょうか。	対象者の網羅的ながん検診台帳を作成するとは、チェックリストの下記の2項目を両方とも実施している場合をいいます。 1（1）対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しているか。 2（1）個人別の受診台帳またはデータベースを作成しているか。
20	「検診機関用チェックリスト1．受診者への説明」の項目を対象者に伝えることとありますが、これが実施できていなければ、個別の受診勧奨・再勧奨は対象とならないのでしょうか。	必須の説明項目は1、4、5の前段です。 これらが記載されていなければ、本事業で規定する個別の受診勧奨・再勧奨とはなりません。
21	「検診機関用チェックリスト1．受診者への説明」の項目を対象者に伝えることとありますが、受診勧奨時に記載していれば、再勧奨時は記載がなくてもかまわないでしょうか。実施できていなければ、個別の受診勧奨・再勧奨は対象とならないのでしょうか。	再勧奨時も記載されていなければ、本事業で規定する個別の受診勧奨・再勧奨とはなりません。
子宮頸がん検診と乳がん検診のクーポン券等配布		
1	クーポン券の対象者選定に当たっての基準日はいつですか。	令和2年4月20日とします。
2	子宮20歳、乳40歳の検診手帳送付は必須でしょうか。 クーポンのみの送付でも補助対象となりますか？	クーポンのみの送付でも補助対象となります。 ただし、がん検診に関する正しい知識を身につけていただくため、クーポン券を配布する際は合わせて検診手帳も配布することが望ましいと考えます。
3	クーポン配布の対象となった方が、市町村が独自に行っているがん検診を30歳代のうちに既に受けていた場合は、その方はクーポン配布の補助対象外となるのでしょうか。	国の指針に基づくがん検診としては初めて受診することになるので、市町村独自のがん検診を30代に受診していたとしても、補助対象となります。
4	例えば下記のような場合、補助対象となるのでしょうか。 子宮頸がん：20歳以上　毎年実施 乳がん　　：40歳以上　マンモグラフィ＋視触診（超音波検査）	乳がんはマンモグラフィ部分は補助対象となります。 子宮頸がん検診を毎年実施している場合、隔年で受診すべきである旨を周知している場合は、補助対象として差し支えないと考えます。
5	年齢について、国は対象者を満年齢（20歳、40歳）で設定していますが、年度年齢で既に前年度からがん検診を実施している場合は、補助対象にならないということでしょうか。	年度年齢で既に前年度からがん検診を実施している場合も、実施要綱の対象年齢に該当すれば補助対象になります。 ただし、クーポン券の配布の目的は、これまで検診を受診していない方に受診していただくことですので、過去にがん検診を受診した方に対してクーポン券を配布することについては、その目的に照らして適切にご判断いただく必要があると考えます。
6	市ではクーポンをハガキ形式にして送付することを想定しています。 そこでハガキの中にQRコードを載せ、検診手帳が電子上で見れるという形式にした場合、検診手帳を送付したことにはなりますか。	国庫補助事業としては、一部の方だけが入手（アクセス）可能な方法ではなく、住民が簡単に入手できる方法が望ましいという観点から、冊子として検診手帳を配付することを想定しており、ご照会のような場合は、国庫補助事業としては、検診手帳を送付したことにはならないと考えています。
7	子宮頸がんで20歳、乳がんで40歳の対象者に関しては、過去5年度に市区町村の実施するがん検診を受けたかどうかに関わらず、全員が、検診費助成措置の対象となりますでしょうか。	なります。
8	乳がん検診においては、視触診を併用している場合、クーポン配布全てが補助の対象外となるのでしょうか。	視触診を併用している（視触診とマンモグラフィを併せて実施している）場合も補助対象となります。ただし、視触診に係る検診費用については、補助対象とはなりません（平成28～令和元度と同様）。
精密検査未受診者に対する受診再勧奨		
1	「精密検査未受診者に対する受診再勧奨」の対象者について、対象者の年代の記載がないので、「市町村が実施したがん検診の結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者」全員ととらえてよいでしょうか？	貴見のとおりです。 なお、「市町村が実施したがん検診」とは、国の指針に基づき実施したがん検診となりますのでご留意ください。
2	隔年に受診すべきとされている検診については、前年度に受診歴があった場合、精密検査の再勧奨は補助対象外となるのでしょうか。	ご照会の場合であっても、要精密検査と判定された者に対しては医療機関への受診を指導すべきであるため、補助対象として差し支えありません。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業　Q&A

No.	Q	A
子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布事業の新型コロナウイルス感染症の影響について		
1	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかどうかの判断はどのようにするのか。	自治体において外出自粛要請をした日以降など、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業が延期となり、自治体が次年度の実施が必要と判断した場合等が考えられます。
2	令和元年度対象者を令和2年度対象者とした場合にどのように事業を実施したらよいか。	《集団検診の場合》 令和元年度に新型コロナウイルス感染症の影響で中止をした集団検診の予約者を対象として集団検診を実施する等が考えられます。 《個別検診の場合》 既に配布したクーポン券の有効期間の延長等が考えられます。その際は経費削減の観点から郵送による連絡ではなく、HP等での周知の検討をお願いいたします。
3	令和元年度対象者を令和2年度対象者とした場合にクーポン券等を再配布してよいか。	経費削減の観点からクーポン券の有効期間延長等での対応の検討をお願いいたします。